制度改正による申請が必要な方

新たに受給資格が生じる方

- ①所得上限限度額以上により、資格喪失となっている方
- ②高校生年代の児童のみ養育している方

受給額が増額する方

- ①児童手当受給中で、算定対象として認定されていない高校生年代の児童がいる方
- ②児童手当受給中で、新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末経過後、
- 22歳年度末までの子がいる方
- (この子を含めても養育している子が3人に満たない場合、
- 多子加算の対象とならないため申請不要です)

申請方法

申請が必要と思われる方については、通知及び申請書を送付しますのでご確認ください。

なお、住民票が申請者と別世帯または市外の児童は市で把握できず、通知が届かない場合もあります。 その他、申請が必要な方で通知が届かない場合は市へお問合せの上、申請をお願いします。

令和 6 年 10 月 31 日休 申請期限

- 令和6年12月支給に反映させるため、期限までの申請にご協力をお願いします。
- ※令和7年3月31日(月)までに申請いただければ、令和6年10月分から遡って支給します。
- ※公務員の場合は、勤務先へ申請してください。

制度改正による申請が不要の方

- ①児童手当受給中で、制度改正後も支給額が変わらない方
- ②児童手当受給中(特例給付)の方
- (令和6年10月分以降は特例給付から改正後の手当額になります)
- ③児童手当受給中で、算定対象として認定されている高校生年代の児童がいる方 (令和6年10月分以降は算定対象から支給対象になります)
- ④現行でも多子加算を受けている方
- (例:4歳の児童(第3子)がいる場合、15,000円⇒30,000円になります)
- ⑤新たに多子加算を受ける方
- (例:3歳未満の児童(第3子)がいる場合、15,000円⇒30,000円になります)

手当額が変わる方については、令和6年10月以降に通知を送付します。



制度改正の詳細は こちらからもご覧になれます





▲小諸市公式 HP

▲こども家庭庁 HF

制度改正の内容

1. 所得制限の撤廃

現在は受給者の所得が一定以上ある場合、手当額が児童一律 5.000円、もしくは手当が支給されませんが、改正後はこの 制限がなくなります。

2. 支給対象期間の延長

「中学生(15歳到達後最初の年度末まで))から 「高校生年代(18歳到達後最初の年度末まで)」に延長されます。

3. 第3子以降(多子加算)の手当の増額

現在、高校生年代の児童からカウントして第3子以降の児童は 月額 15,000 円でしたが、月額 30,000 円に増額されます。

4. 第3子以降(多子加算)のカウント方法の変更

第3子以降の算定対象が、「22歳到達後最初の年度末まで」に延長されます。 (進学・就職にかかわらず親等の経済的負担がある場合)

【例】大学生(21歳)、中学生(14歳)、小学生(7歳)を養育している場合 大学生を第1子、中学生を第2子、小学生を第3子とカウントします。 中学生は月額 10.000 円 (第2子)、小学生は月額 30.000 円 (第3子) と なります。

5. 支給月を年3回から年6回(偶数月)に変更

令和6年10月支給以降、12月、2月、4月、6月、8月、10月支給となります。 (令和6年10月支給分までは改正前、12月支給分以降は改正後の内容で支給と なります)

	改正前	改正後
所得制限	所得制限、上限限度額あり	所得制限なし
支給対象	中学生まで (15歳到達後の最初の年度末(3月31日)まで)	高校生年代まで (18歳到達後の最初の年度末(3月31日)まで)
手当額(月額)	【3 歳未満】15,000円 【3 歳~小学校修了まで】 ・第1子、第2子…10,000円 ・第3子以降…15,000円 【中学生】10,000円 ※所得が所得制限以上の場合は、 特例給付として児童一律5,000円 ※所得上限以上の場合は支給なし	【3 歳未満】 ・第1子、第2子…15,000円 ・第3子以降…30,000円 【3歳~高校生年代まで】 ・第1子、第2子…10,000円 ・第3子以降…30,000円
第3子以降の 算定対象	高校生年代まで (18 歳到達後の最初の年度末(3月31日)まで)	22 歳到達後の 最初の年度末 (3 月 31 日) まで
支給月	6月、10月、2月(年3回) 各前月までの4か月分	偶数月(年 6 回) 各前月までの 2 か月分

受給者の 皆さまへ

変更点や申請が必要な方について、お知らせします。令和6年10月分(令和6年12月支給分)から児童手が から児童手当制度が改正されるため

こども保育係

広報こもろ 令和6年9月号